

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第12回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

(4) 弁済による代位

第三者が弁済をした時、債務者に対して求償権を取得する。

この求償権を確保するために、債権者が債務者に対して有していた債権は、担保権等を含めて求償権の範囲内で、弁済者に移転する。これを**弁済による代位**という。

具体的には、原債権（弁済の対象になった債権）に抵当権が付いていれば弁済者はその抵当権を行使できるようになるし、原債権に保証人が居れば、保証人に対して保証債務の履行を請求できる。

【弁済による代位の要件】

法定代位：弁済する事について「正当な利益を有する者」は、弁済する事によって法律上当然に債権者に代位する。

- 「正当な利益を有する者」とは、自分が返さないと債権者から請求をされ（保証人）、或いは提供した担保を取り上げられる（物上保証人）といった立場の人たち。

自分が「やられる」のを防ぐ為にやむなく代位弁済をせざるを得ない訳だから、当然に代位が認められている。具体的には、物上保証人、後順位抵当権者、保証人、連帯債務者 等↓

（最判 S4. 1. 30）債権者が物上保証人の所有する抵当不動産に対して強制執行した時でも物上保証人は債務者に対して債権者に代位できる

任意代位：弁済する事について「正当な利益を有しない者」は、債権者の承諾が無ければ弁済による代位ができない。

(5) 弁済の相手方 （弁済受領権者は誰か？）

債権者が弁済受領権者

原則：弁済受領権者のない者に対する弁済は、無効

例外：弁済受領権のない者に対する弁済が有効となる場合もある

- ① 債権の準占有者に善意・無過失で弁済を行った場合は、その弁済は有効

債権の準占有者とは、本当は債権者ではないけれど、外見から判断して本当の債権者と信じさせる者。（盗んだ通帳と印鑑の所持人等）

（最判 S37. 8. 21）債権者の代理人と称して債権を行使する者も債権の準占有者に当たる

（最判 S61. 4. 11）指名債権が二重に譲渡された場合、対抗要件を遅れて具備した譲受人は債権の準占有者に当たる

- ② 真正な受取証書（本物の領収書）の持参人に善意・無過失で弁済を行った場合は、その弁済は有効

2. 代物弁済

代物弁済は要物契約である。すなわち、単に給付の約束をしただけでは弁済したことにならない。実際に給付しないと行けない。従って、不動産にて代物弁済しようとするときは、登記手続きが完了しないと債権は消滅しない

4. 相殺

(2) 相殺の要件

相殺をするには①～⑤の全部が揃わないとできない。5つ全部揃った状態を相殺適状という。

(3) 相殺が禁止される場合

① 相殺禁止特約をした時。但し相殺禁止特約が付いていてもそれを知らずにその債権を譲り受けた者には相殺禁止特約が及ばず相殺できる。

② (a) 損害賠償債務を負う方。つまり加害者からはできない。

(最判 S42. 11. 30)

不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とし、不法行為による損害賠償債権以外の債権を受働債権とする相殺は許される。(つまり被害者からはできる)

(最判 S49. 6. 28)

双方の過失による同一事故によって生じた損害賠償債権相互間であっても相殺は許されない。

※ 債務不履行に基づく損害賠償請求権には相殺禁止の規定はない。事に注意。

けんちゃんのまとめ

【相殺の可否】

	自働債権である場合の 相殺の可否	受働債権である場合の 相殺の可否
不法行為に基づく損害賠償請求権	○	×
差押禁止債権	○	×
差し押さえられた債権	×	×
弁済期到来前の債権	×	○
同時履行の抗弁権が付着している債権	×	○
催告・検索の抗弁権が付着している債権	×	○

(4) 相殺の方法及び効力

③ 相殺は相殺適状になった時に遡って効力が生じる

例：AがBに対して弁済期が8月1日の貸金債権を有し、BがAに対して9月1日が弁済期の売買代金債権を有していた時に、10月1日にAが相殺の主張をしたとしよう。この場合、9月1日に相殺適状となっているので、相殺の効果は9月1日に遡る事となる。すなわち、債権は相殺適状時に消滅するので相殺適状時以降の利息は発生しない。

5. 更改

更改契約とは、契約内容を切り替えることですが、正確に言うと、同一性を有しない新たな債務を成立させるとともに、旧債務を消滅させる契約のことをいいます。

つまり、更改契約には、旧債務の消滅という点と、新債務の成立という点が必要になります。

たとえば、AがBに対して100万円の貸金債権を持っている場合に、Bが所有の自動車を給付するという内容に切り替える場合です。

旧債務の消滅＝貸金債権100万円の消滅

新債務の成立＝自動車の給付

となります。

これに似たものに代物弁済というのがありますが、代物弁済と更改はいずれも旧債務を消滅されますが、更改では新債務を成立させるだけで旧債務が消滅するのに対して、代物弁済は要物契約であり、現実に自動車を給付しない限り、旧債務は消滅しません。

9 多数当事者の債権・債務

1. 分割債権債務の原則

○ 分割債務

3人が金を出し合って300万円のクルマを買う



3人が300万円の代金債務を負う



特に定めが無い限り、それぞれが100万円の代金債務を負う



これを分割債務の関係にあるという。

分割債務の内、それぞれが負う債務を負担部分という

○ 分割債権

3人がそのクルマを30万円で売る。



3人が30万円の代金債権を得る。



特に定めが無い限り、それぞれが10万円の代金債権を得る

これを分割債権の関係にあるという。

★ このように分割債権・債務の関係にあるとは、分割して権利を行使したり義務を果たしたりできるものを目的とする事である。

◎ 分割債権・債務の特徴は当事者間に取り決めがない時は、平等な割合で権利・義務を持つ 事。

具体的に言うと・・・

- 各債務者は分割された自分の債務だけを単独で弁済すればよい。(分割債務)
- 各債権者は分割された自分の債権だけを単独で行使できる。(分割債権)

1人の債権・債務に変化があっても他の人には影響を及ぼさない。と言える。
これを、相対的効力がある。という。

2. 不可分債権債務関係

○ 不可分債権

3人が金を出し合ってクルマを買う



3人がクルマの引渡債権を得る

給付が不可分な債権を、不可分債権 という。

○ 不可分債務

3人がそのクルマを売る。



3人がクルマの引渡債務を負う。

給付が不可分な債務を、不可分債務 という。

◎ 不可分債権・債務の特徴は、1人が全員のために行為をする事ができる。

つまり、1人に発生した事由が他の人に影響を及ぼす 事もある。



これを、絶対的効力がある という。

試験対策上、何に絶対的効力があるのかを覚える。

具体的には・・・

不可分債権では

- 一人が**弁済**（供託）を受けると、全員の債権が消滅する。 ←絶対効
- 一人が**請求**すると、それによって発生する効果は全員に及ぶ。 ←絶対効
- 上記以外の事由が一人の債権者に生じても他の人には影響を及ぼさない。 ←相対効

不可分債務では

- 一人が**弁済**（供託）をすると、全員の債務が消滅する。 ←絶対効
- 一人が**代物弁済**をすると、全員の債務が消滅する。 ←絶対効
- 上記以外の事由が一人の債務者に生じても他の人には影響を及ぼさない。 ←相対効

けんちゃんの試験対策上のまとめ

- ① **弁済**（供託）には必ず絶対効がある。但し、**代物弁済**には注意
- ② **請求**は不可分債権だけには絶対効がある。

【物的担保と人的担保】

